

令和7年度 法学部科目等履修生入学試験（第二期）要項

日本大学法学部

1 出願資格

日本大学学則第17条に定める入学資格を有する者。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和7年3月修了見込みの者。
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和7年3月31日までにこれに該当する見込みの者。
(学校教育法施行規則第150条)
 - ア. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
 - イ. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
 - ウ. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣の定める日以後に修了した者。
 - エ. 文部科学大臣の指定した者。
 - オ. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧試験」という。）に合格した者を含む。）
 - カ. 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

2 出願手続

- ①科目等履修生の出願をする者は、選考料を添えて次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。
 - (1) 科目等履修生入学志願票（本学指定のもの）
 - (2) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (3) 志願票に添付したものと同一写真 1枚

②選考料

35,000 円（銀行振込 ※ 現金自動預払機（ATM）、インターネットバンキングの利用を推奨）

振込先：三菱UFJ銀行 神保町支店 普通 2086354

日本大学法学部

※出願者の名前で振込むこと。

※振込手数料は振込人負担とする。

但し、現在科目等履修生である者が継続して出願する場合は、選考料を免除する。

③出願場所

日本大学法学部教務課

〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1（郵送可）

Tel 03-5275-8502

④出願期間

令和7年6月9日（月）・6月10日（火） 午前9時～午後5時

3 選 考

①期 日

令和7年6月26日（木）

※集合時間等詳細については、後日発送される受験票を参照。

②選考方法

（1）書類選考

（2）面接試験

4 入学許可

科目等履修生の出願があるときは、正規の学生の学修に支障のない場合に限って選考の上、入学を許可する。

5 合格発表

令和7年7月14日（月） 本人宛郵送

6 入学手続

科目等履修生として選考に合格した者は、合格通知書と共に送付される『科目等履修生入学手続要項』を熟読の上、所定の期日に手続を完了しなければならない。

なお、いったん納入した学費及び提出した書類は、返還しない。

①手続期間

令和7年7月24日(木)・25日(金)

②学 費

(1) 入学金 50,000 円

但し、翌年度に引き続き履修が認められた場合は、入学金を免除する。

(2) 履修料 講義 1 単位 5,000 円

7 在学期間

原則として1か年とする。ただし、事情により引き続き科目等履修生を希望する者は、改めて願い出なければならない。

8 履修科目及び単位数

① 科目－当該年度に開講し、当学部が認めた科目

② 単位数－40 単位以内

③ 原則として、履修を申し込んだ科目の変更を認めない。

9 単位の授与

科目等履修生が授業科目を履修し、かつ試験に合格した場合は、単位を与える。
なお、単位を授与された者には、願い出により単位修得証明書を交付する。

10 その他

①通学定期乗車券発行証明及び学生旅客運賃割引証の発行はしない。

②科目等履修生については、『科目等履修生の出願手続等に関する要項』によるほか正規の学生に関する諸規程を準用する。

以 上

令和7年度後学期 教職課程科目履修に関する要項

1 出願資格

本学部で取得可能な教科の教育職員免許状の取得を目的とした教職課程科目の履修は、以下の要件をすべて満たす者に限る。

- ① 本学部を卒業した者又は入学までに卒業見込の者
- ② 在学中に教職課程を履修していた者
- ③ 教員になる意志が明確である者

2 取得可能な免許状の種類及び教科

- ① 中学校教諭一種免許状（社会）
- ② 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
- ③ 高等学校教諭一種免許状（公民）

3 教職課程科目の履修について

- ① 出願1週間前までの事前相談を必要とする。
- ② 原則、在学中に教職課程を履修し、「教育の基礎的理解に関する科目等」から、5科目以上を修得済みの者を受け入れる。
- ③ 「新法」（平成28年改正免許法）での免許状取得に限る。
- ④ 原則、学部在学時の学科での履修となるが、学部在学時に経営法学科に所属しており、これから地理歴史の免許状を取得する者は、別の学科での履修となる場合がある。
- ⑤ 本学部では教員免許状を取得するために、3年間の継続履修を定めているため、科目等履修生単年度では教育職員免許状の授与はできない。ただし、在学中より継続して教職課程を履修している者はこの限りではない。
- ⑥ 免許状取得に必要な科目が、時間割の都合上、重複し履修が出来ない場合でも、特別な配慮はない。
- ⑦ 指定された教職課程ガイダンスには必ず出席しなければならない。
- ⑧ 介護等体験は、講義・実習科目ではないため、介護等体験のみの履修は認めない。
- ⑨ 介護等体験は、原則、初年度に実施することはできない。（ただし、前年度にガイダンスに出席し、『介護等体験参加希望調査書』を提出している場合は除く。）
- ⑩ 介護等体験を実施する者は、東京都社会福祉協議会での介護等体験における体験費用を大学に納付する。
- ⑪ 教育実習は、原則、初年度に実施することはできない。（ただし、既に教育実習の内諾手続及び教育実習事前指導を終えている場合は除く。）
- ⑫ 教育実習を実施する者は、教育実習費として以下の金額を納付する。教育実習校が実習費を受領しなかった場合は、事務手数料を引いた分を返金する。
 - （1）教育実習期間が2週間の場合 15,000円（うち事務手数料5,000円）
 - （2）教育実習期間が3週間の場合 25,000円（うち事務手数料5,000円）